米国の実態から見る大学輸出管理の課題と考察 ~九州大学国際法務室による調査を踏まえて~

九州大学国際法務室 学術研究員 佐藤 弘基

※本稿での考察は著者個人の見解であり、特定する場合を 除いて著者の所属する組織等の意見を反映するものでは ないことをご了解ください。

はじめに

昨年度、九州大学国際法務室では本学独自の研究 調査事業として「米国の大学における輸出管理の実 態調査」を実施した。その成果は、整備が進む大学 の安全保障輸出管理(以下「大学輸出管理」とい う。) の検証・検討に寄与できることを期待し、平 成25年5月のセミナー開催とその時に行なった成果報 告書の配布によって広く大学・政府・企業の輸出管 理業務に携わる関係者等と共有したところである¹。

本調査では、米国のResearch Universityと呼ば れる約60大学を選定し、それらに輸出管理実務に関 するアンケート(約40間)を配布、回答内容等を踏 まえて対象大学を絞り込んだうえで現地調査(担当 者へのヒアリング等)を実施した²。なお調査活動 全般に渡り本学顧問弁護士が所属する大手米国法律 事務所 (Morgan, Lewis & Bockius LLP) の協力を 得たことで、米国の大学からの情報収集をスムーズ に進めることができたことを報告させていただく。 また本研究調査事業の随所に渡り、国内外の大学輸 出管理に精通する先生方から積極的なアドバイスを

いただいたことで、本調査研究をより有意義なもの にすることができた。この場を借りて改めて御礼申 し上げたい。

本稿では、この米国の実態調査にかかる成果を踏 まえて、我が国の大学輸出管理に関する課題に対し 著者自身の考察を加えることを目的とする。大学輸 出管理には専門家・実務家の先生方も指摘するよう に様々な側面の課題があるが、本稿では「大学輸出 管理体制」「研究の受入」「外国人留学生・外国人研 究者の受入」にまつわる課題を取り上げることにす る。

大学輸出管理体制

(1) 輸出管理体制の構成と研究コンプライア ンス

大学の中に輸出管理体制を構築しようとする際、 米国であっても研究者たる教員³や部局長・理事ク ラスのいわゆる上層部の理解を得るのは簡単ではな い。その大きな理由は、輸出管理が研究や教育を自 由に行う権利(いわゆる「アカデミック・フリーダ ム」) を享受するうえでの阻害要因になることを恐 れるからである。本調査の対象としてヒアリングを 行った米国のある大学4の輸出管理担当者は、彼ら に対しその必要性を納得させることが重要であり、

¹ 九州大学国際法務室は「大学と安全保障輸出管理を考えるセミナー ──米国の大学における輸出管理の実態を踏まえて─」と 題したセミナーを東京で開催し、調査事業の成果報告に加え、大学輸出管理に造形の深い専門家等によるディスカッションを行 なった。またセミナー参加者に配布した成果報告書、九州大学国際法務室・Morgan, Lewis & Bockius LLP『米国の大学におけ る輸出管理の実態』(2013年5月)については、九州大学国際法務室のHP(http://qilo.kyushu-u.ac.jp)をご確認いただきたい。 2 アンケートの項目並びにヒアリングの際に用いた質問状については脚注1を参照。なお安全保障に関わる大学運営上の姿勢な ど、質問項目にはセンシティブな内容も含まれているため、回答を得たすべての大学から調査結果の公表について同意を得られ たわけではない。そのため本稿でも、基本的には大学名を特定できない形での報告になることをご了承いただきたい。

³本稿で「教員」という場合は、基本的には大学に雇用されている教授等の肩書きを持った教職員・研究者等全般を指す。 4本稿で米国の大学の事実について論じる場合、とくに断りのない限り、調査対象とした大学から得た回答を基に紹介する。



そのためには輸出管理の問題に気づいた研究コンプ ライアンス担当者個人の力量によるところが大きい ことを指摘する。

大学で輸出管理を担当する中心的部門(以下「輸 出管理部門」という。)については、新規に輸出管 理の部門を設置する大学や研究推進の部門に取り込 んでいる大学などもあったが、最も多いのは研究コ ンプライアンスを所掌する部門に任せるという大学 であった。ただし研究コンプライアンス部門でなく ても大学の輸出管理から「コンプライアンス」の理 念が外れることはなく、輸出管理部門と研究コンプ ライアンス部門との情報共有や、輸出管理部門が必 要と考える案件については例えば研究コンプライア ンス委員会の諮問を受けるなど、総じて輸出管理を 実施することは大学におけるコンプライアンス活動 の一部として認識されている。

研究・教育活動が広く社会を巻き込む形で高度化 されるようになった我が国の大学でも、研究コンプ ライアンスの重要性は認識されはじめている。そう した風潮の中で輸出管理の実施に意欲的に取り組む ことは、我が国の大学及び教員が持つべきコンプラ イアンス一般に対する意識の醸成に役立つだろう。 その点、米国の大学においては、すでに多くの教員 が研究の適切な推進にはコンプライアンスが重要で あることを理解しており、そこに輸出管理の概念が 入ってきたとしても日本の大学の教員ほどアレル ギーはない。米国の大学における大学輸出管理の捉 え方には、我が国とは根本的な差異があることも想 定される。

そのことがわかる事実として、米国では輸出管理 部門に弁護士やJ.D. (法務博士号) 取得者等の法務 要員を当てている大学が多いことが挙げられる。輸 出管理がコンプライアンスの一部と理解されている ことと相まって、法務的能力をもって対処している ことが伺われる。一方で我が国の大学では、特定分 野の技術開発業務等で輸出管理に携わっていた民間 企業出身者を雇用することで、その知識と経験を活 かし輸出管理実務を行うというスタイルが多い。早 く確実に輸出管理に取り組もうとする大学として

は、彼ら専門家の存在は安心感をもたらすことにも なり、効果的でかつ実践的な輸出管理の制度を整え るという目的に対しては十分有益だといえる⁵。

また、輸出管理部門の要員について、バックグラ ウンドに法務的要素が備わっているかどうかより も、大学の教員や政府機関の担当者との「コミュニ ケーション能力」、適切な該非判定等を行う「判断 力」、教員に注意喚起を促したりする際に必要な 「忍耐力」を兼ね備えていることが必須条件だとい う米国の大学担当者の意見もあった(【資料1】)。

【資料1】輸出管理部門と担当者について(ヒアリング 回答のまとめ)

- 大学輸出管理に関与する担当者は平均2名。必 ずしも十分ではないという意見が多い。
- 多くの輸出管理部門には経験ある弁護士が所属。 弁護士がいない場合は大学の法務担当者や外部の 弁護士の支援を仰ぐ。
- ▶ 担当者に必要な条件:「コミュニケーション能力が 高いこと」「判断力を有すること」「忍耐力があること」

(2) 学内周知活動

輸出管理の学内周知活動をしていないと回答する 大学はなかったが、まだ途上にあるとする大学が多 かった。いずれの大学でも「パンフレット等資料配 布」「オンライン・トレーニング」「学内説明会の開 催」を主な手法として周知活動を行っている。オン ライン・トレーニングとは、ウェブ上にトレーニン グコースを設け教員がいつでも輸出管理について学 習できる環境を整えていることをいい、アンケート 調査では約90%の大学で行われているという回答を 得た(【資料2】)。他には「研究室等にポスターを 貼る」などの手法も見られたが、どの手法をとって いるのかは関係なく、具体的な周知内容をどのよう にすればよいか、またそもそも何が最適な周知方法 かについて悩んでいるという担当者も多くいた。

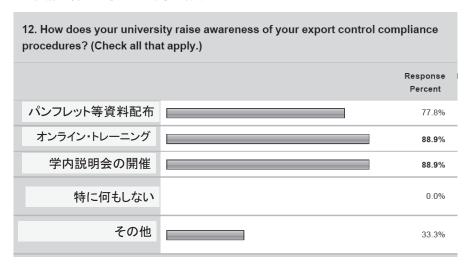
また学内の周知活動において、テネシー大学で起 きた「ロス事件⁶」を引き合いに出すと教員へのかな

⁵ 森本正崇「大学における機微技術管理に向けて」『CISTEC Journal』No.129(2010年 9 月)75頁、参照。

 $^{^6}$ ロス事件の詳細については、脚注 1 $20\sim21頁及びCISTECサービス・研修部「考察―米国テネシー大学教授の不正輸出事件$ —」『CISTEC Journal』No.118(2009年1月)56 ~ 59頁、参照。

【資料2】 アンケート調査回答

Q) 輸出管理手続き等の周知活動はどのようにしていますか?



り強いインパクトになるという意見が多くあったっ。 ある大学では、ロス事件で教員にインパクトを与え つつ、用いる説明資料等については要点を絞って教 員にとって分かりやすくコンパクトなものにするこ とを心がけているという⁸。

(3) 考察

a. 研究コンプライアンスと輸出管理

日本の大学の輸出管理体制との比較においてポイ ントとなるのは、米国の大学では輸出管理は研究コ ンプライアンスの一環として当然に行われるものと 理解されていることである。研究コンプライアンス の意識が未発達と言わざるを得ない我が国の大学と しては、それを浸透させるきっかけとして輸出管理 を活用することも考えられるだろう⁹。

米国の大学の研究コンプライアンスは、1980年に 制定されたいわゆる「バイ・ドール法10」を契機に 意識が広まったと言われる。バイ・ドール法は、連 邦政府の資金で研究開発された成果・発明について 大学が特許権を取得することを認め、国が保持する よりも当該研究成果を広く活用できるようにするこ とで産学連携の推進や産業界による公的研究への参 加促進を目的とするものと理解されるが、その一方 で連邦政府資金のもとで研究開発された成果や発明 について一定の条件のもと政府への報告義務を大学 等受託者に課す法律でもある。大学としていかに報 告義務を果たすのか、そのスキームを構築すること が研究コンプライアンスのきっかけにつながった 11 。

⁷ ある大学ではロス事件が上層部の意識を向上させ、体制構築の大きなきっかけになったという。またそれ以前の全世界を揺る がせた同時多発テロ(2001年9月11日)が大学に輸出管理の必要性を意識付けるきっかけになったという大学もある。例えば University of California, BerkleyのHP "Berkeley Research" (http://vcresearch.berkeley.edu/) (平成25年4月5日確認)。

⁸ 例えば、カルフォルニア州立大学で用いられている「海外渡航前のノートパソコン持ち出し確認10か条」(Brian M. Warshawsky, "Top Ten Things you (REALLY) Should Know - Before Taking your Laptop Overseas", May 9th, 2012 (http://www.ucop.edu/ethics-compliance-audit-services/_files/compliance/research/laptop_10_things_you_must_ know05092012_ld.pdf) (2013年 3 月29日確認))、参照。

⁹ 我が国産業界においても「コンプライアンス」の概念が広まった一因として、1980年代に起きた輸出管理上の大事件である 「東芝機械COCOM事件」が挙げられる。詳しくは、田上博道・森本正崇『輸出管理論―国家安全保障に対応するリスク管理・ コンプライアンス―』(信山社、2008年)135-137頁、参照。

¹⁰ Bayh-Dole Act (Pub. L. 96-517, Patent and Trademark Act Amendments of 1980)

¹¹ バイ・ドール法による報告義務を実施するために研究成果(知財)の登録を行うためのデータベースiEdison(Interagency Edison)が、大学における研究コンプライアンスの普及に寄与したと言うこともできる。このシステムは、1995年、国立衛生研 究所(NHI)が独自に開発・導入したオンライン情報管理システムであり、現在では29以上の連邦省庁グラントの受給者が研究 成果、発明・特許情報、活用・商用化情報等の報告ツールとして用いている。NICTワシントン事務所『アメリカ合衆国におけ る産学官共同研究及び技術移転に関する調査』(2008年11月) 6 頁、名古屋大学産学官連携推進本部『(平成23年度文科省イノ ベーションシステム整備事業)外国企業等との共同研究におけるリスクマネジメントについて』(2012年3月)14 ~ 21頁、参照。



日本版バイ・ドール法12にも同様の規定は存在する が、我が国では「成果を大学に帰属させる」という 点がクローズアップされ、どちらかというと米国に 遅れること20年で始まった、大学発ベンチャーを絡 めた現代版産学連携の発端であることが強調される ことが多い¹³。その一方で、輸出管理の実施は、米 国のバイ・ドール法の遵守がそうであるように、大 学による適切な法令遵守の結果として許可申請等の 形で政府と直接の関係を持つことにもなるため、我 が国の大学に「研究コンプライアンス」の意識を持 ち込むきっかけに繋がることも考えられる。

b. ロス事件と米国再輸出規制の問題

ロス事件は輸出管理の必要性を教員に訴えるいい 教材になるようだ。2008年8月、研究活動を行って いた外国籍の大学院生に国防関連の技術データを提 供したとして、University of Tennessee (テネシー 大学)で指導にあたっていたJ. Reece Roth教授(ロ ス教授)が地方裁判所に起訴された。ロス教授は、 輸出規制の除外対象とされるFundamental Research¹⁴の中の行為であると主張したが、2009年 7月にAECA(Arms Export Control Act.: 武器輸 出管理法)およびITAR (International Traffic in Arms Regulations: 国際武器取引規制) 違反の罪 で懲役48ヶ月の判決を受けることになる。

判決の言い渡しの後、米国司法省は次のような声 明を出している。「本件は、米国の軍事情報を外国 人に提供するという輸出規制違反を犯すことによっ て、我々国民の信頼を裏切ろうとする者に対して厳 しい警告となったはずだ。(中略)輸出規制対象で ある軍事データを違法に提供する行為は、国家安全 保障にとって重大な脅威である。当該情報が、外国 政府が自国の軍事開発のために積極的に求めている 情報であることは我々も承知している。本日の判決 は、米国法を犯し、輸出規制対象である軍事データ

を故意に開示する者に対する警告としての役割を果 たすはずである¹⁵。」

このことは大学の学術研究活動も安全保障上規制 される可能性があることを示しており、ロス事件に より大学の「アカデミック・フリーダム」よりも 「国家安全保障」が優先されることが明確になった ということもできる¹⁶。

さらにロス事件からは米国再輸出規制の域外適用 の問題が浮かび上がる。もっとも、米国の軍事情報 を用いる研究を日本の大学に持ち込むような事例は 考えにくいが、仮に日本の大学の教員が米国で創出 された機微な技術情報を正当に手に入れ持ち帰った 場合でも、当該技術情報は安易に留学生等外国人に 提供することはできない可能性がある。日本の外為 法だけでなく米国再輸出規制を遵守する必要が生じ るのである。日本の外為法上は外国人であってもそ の国籍に関係なく入国後6ヶ月経った者又は日本で 雇用されている者(教員等)は居住者として扱わ れ、多くの場面で輸出管理の対象外となる。一方で 米国の輸出管理法上の提供相手として規制対象にな る基準は「国籍nationality」であり、日本の外為法 のような「居住者性」という概念ではない。以前よ り米国輸出管理法の域外適用については国際法学上 も議論がある領域ではあるが17、米国との取引を確 実に遂行するためには、米国の再輸出規制に対応し なければならない実務上の現状がある。日本の大学 であっても必要な場合は米国政府の許可を取らなけ ればならない。果たして日本の大学がこの問題にい かに対処していくべきか、米国法の域外適用という 事実が日本の大学におけるアカデミック・フリーダ ム享受に影響を及ぼす可能性も念頭に入れつつ、米 国再輸出規制に対する我が国アカデミアの立ち位置 について慎重な検討が必要だろう。

¹² 産業活力再生特別法(1999年)第30条

¹³ 西村由希子「日本の産学連携―その背景」玉井克也・宮田由紀夫編著『日本の産学連携』(玉川大学出版部、2007年) 15-16 頁、及び今田晢「産学連携と利益相反」同書178頁。他にも、馬場靖憲「20年遅れの出発:USの産学連携研究とのベンチマーキ ングを目指して」『AcTeB Review』No.6(東京大学先端科学技術研究センター、2003年)等。

¹⁴ 後述。

¹⁵ 脚注1、20頁。

¹⁶ 脚注1、21頁。

¹⁷ 中谷和弘「輸出管理法令の域外適用と国際法」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権―国際法と国内法―』(1998年、勁草書房) 393-419頁、等。

研究の受入と輸出管理

(1) Fundamental Research

米国の輸出管理法では、それぞれ輸出管理の除外 となる項目が列挙されている18。その中でも大学に とっては「Fundamental Research」の扱いが最も 重要な要素となる。

Fundamental Researchは、1985年の大統領令 (National Security Decision Directive 189, "National Policy on the Transfer of Scientific, Technical and Engineering Information"(以下、「NSDD189」とい う。)) によって大枠の定義がなされた後、EAR等の 各法律によって具体化されている。NSDD189では、 「その成果が通常は公表され研究者コミュニティで広 く共有される科学・工学分野における基礎的・応用 的研究(著者による一部和訳)」と定義されているが、 この定義をそのまま用いて適用可否を判断すること は比較的容易であろう。すなわち、大学の研究は「成 果が通常は公表され」るものと理解されるため、文 言の解釈等で問題になることは考えにくい。そのた め米国の大学では、このNSDD189やそれを踏まえた 法律(ITARやEAR)を援用する形でFundamental Researchの定義を学内規則等で設定していることが 多い。

大学で行われる研究は主にFundamental Research に該当するかというアンケートの問いに対して、 「Yes」という回答が100%を占めた【資料3】。大学 の教員は研究成果を公表することを目的としてお り、この結果はある意味当然であろう。大学の研究 は原則としてFundamental Researchであることを理 由にして、政府が求める厳格な輸出管理からアカデ ミック・フリーダムを守っていると捉えることもで きる。

(2) 大学における研究受入の管理

ある州立大学では、大学の持つ公共性から学内で 行われる研究成果はすべて社会に公開されるべきも のであり、秘密性のある研究 (confidential research)、 すなわちFundamental Researchとして輸出管理から 除外することができない研究は受入れないという。 例えば、政府資金により行われる研究がconfidentialを 要請している場合には大学として受入れることは困 難である19。なによりもほとんどの大学の教員は研 究成果を公表することを目的として活動しているの であり、それを担保しないスポンサーの資金を利用 した研究は大学のポリシーに反するという。

外部資金に基づく研究(sponsored research)は 教員自身の判断のみで受入ることはできず、契約等 受入に必要な手続きは当然に大学がコントロールす

【資料3】アンケート調査回答

Q) 貴学で行われる研究は、主としてEARやITARでいう"Fundamental Research" であるといえますか?

20. Is the research carried out at your university primarily "Fundamental Research," as that term is used for purposes of EAR and ITAR?		
	Respons Percent	
Yes	100.0%	%
No	0.09	%

¹⁸ 例えば、EAR(Export Administration Act:輸出管理規則)では、(i)すでに公表されているもしくは公表される予定がある もの(公知による除外)、(ii) Fundamental Researchで創出される成果(Fundamental Researchによる除外)、(iii) 教育に関する もの(教育上の除外)、(iv)特許出願に係るもの、にかかる技術情報(technology and software)の提供が除外されている(15 CFR 734.3 Items subject to the EAR (b(3))。本論では言及しないが、当然に「公知」や「教育」による除外も大学にとって重 要度は高い。

¹⁹ その一方で、ある米国の大学上層部の中には、外部資金を受け実施できる研究を断ることについて異論もあるようである。



る。日本の大学でも基本的には同じであるが、異な るのは米国の大学では研究の内容にまで踏み込んで コントロールする場合があることであろうか。米国 では大学(事務方)が教員の提案する研究内容(研 究計画)を確認した上で、輸出管理上の手続き(政 府への許可申請) が必要と判断する場合には、許可 申請を行う前に同様の研究成果が得られるような別 の手段による研究(replacement)を提案すること もあるという。ただし通常は輸出管理の担当者に研 究申込の可否を判断するほどの強い権限を与えられ ていることはなく、あくまでもリスクが高い場合に 警告を発するに止まる。このときのリスクとは機微 な情報が法律に反して漏れてしまうことであり、教 員が当該研究を実施することを強く望みまた許可申 請を行うことを求める場合などには、そのリスクを 十分認識させ必要な政府の許可を待ってから研究を 行うように注意を促したうえで、受入に同意するこ ともある。ただしポリシーを曲げてまで外部資金を 獲得しようとすることに理解を示すのではなく、大 学としては当該研究がFundamental Researchの範 疇であるかについていかに契約で保証させるかを重 視すべきであるという20。

またリスクが研究の途上で発生した場合であって も、教員自身が適切に対応できるよう輸出管理に対 するトレーニングが必要である。「Export」の意味 を教員に理解させた上で、必要な場合には輸出管理 部門に相談をするよう働きかける。教員が海外に研 究目的で渡航する際には研究資機材や技術の持ち出 し等に注意を払うよう呼びかけるが、誓約書等の書 面に署名をさせ教員のみに責任を負わせようとする のではなく、輸出管理の具体的な対応ができるよう 関係各部門(ライセンス部門や財務関係部門等)に 輸出管理の担当者を配置して相談にスムーズに応え られるようにする。ある大学では、調達・購買部門 にも輸出管理担当者を配置し、かつ海外への発送を 依頼する輸送会社を2社に限定させることで、教員 や部門担当者の自発的な注意を期待しているという。

(3) 考察

a. Fundamental Researchの定義

米国における研究のFundamental Research該当性 の判断は、その研究成果の「秘密性confidentiality」 の有無にある。NSDD189では、Fundamental Research とは「…basic and applied research in science and engineering, the result of which ordinarily are published and shared broadly within the scientific community…」と定義されており、製品化に繋がり そうな応用研究 (applied research) であっても「通 常は公表され研究者コミュニティで広く共有され る」研究であればFundamental Researchとみなすこ とができる。すなわち秘密性がない研究活動は Fundamental Researchの定義に当てはめることがで きる。

ここでは「ordinarily (通常は)」をどう解釈するか が問題になる。「ordinarily published and shared」を 既に公開や共有がなされている研究、又は必ず公開 や共有するという予定がある研究と捉えるべきでは ない。大学の研究は政府資金による軍事研究等特殊 な研究でない限り「通常は」公開されるものである。 研究資金の提供元 (スポンサー) である連邦政府や 州政府(または民間企業)等が当該研究を秘匿する ことを求めているのであれば、それは「通常の」大 学の研究とは異なる形を取らざるを得なくなるので ある。具体的には、当該研究を実施する場所を限定 し関係者以外の立ち入りを制限したり、キャンパス 外に研究所を設け実施したりすることもある。

b. 基礎科学分野の研究活動との対比²¹

米国のFundamental Researchと我が国の役務通 達22で定義される「基礎科学分野の研究活動」は共 に輸出管理の対象から除外されており、輸出管理を 実施すべき中心的対象である産業界で援用すること は難しいとしても、大学の研究教育活動との相克を

²⁰ ある大学の担当者によると、研究がFundamental Researchである(=秘密性無し)ということを契約交渉で勝ち取ることも あるという。森本正崇「大学や研究機関における機微技術管理の進展―体制構築後の運用と課題」『CISTEC Journal』No.139 (2012年5月)88頁も参照。

²¹ そもそもの対象が異なるとも言えるため、Fundamental Researchの定義との対比で「基礎科学分野の研究活動」の定義を持 ち出すこと自体に難色があるかもしれない。だが、ここでは米国のFundamental Researchの定義が今後の我が国の大学輸出管 理のあり方の検討に刺激を与えることを期待して考察を進めたい。

²²「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行 為について」(平成25・6・21 20130610貿局第3号)

防ぐためには積極的に活用することが適当ではない だろうか。米国の大学では輸出管理を論じる上で当 然のようにFundamental Researchを持ち出すが、 我が国ではその定義の曖昧さもあって現時点では積 極的な活用には至っていないように思われる。実際 にも、大学の研究活動であってもこの定義に単純に 当てはめることは困難であるという理解が、経済産 業省の担当者も含めて実務者の声として上がること が多い²³。

日米を比較するにあたって、該当基準の根本が異 なることに注意しなければならない。すなわち、米 国の法律では研究成果の「秘密性」の確認を求め、 日本の法律では「製品化可能性」を問題にする。も し研究活動が基準に該当するか否か確実な判断を大 学に期待するのであれば、創出される成果を予測し て判断することが求められる「製品化可能性」より も、研究の入口であっても具体的に契約書等ツール を用いて客観的な確認ができる「秘密性」に焦点を 当てるほうが理解しやすいだろう。外部資金に基づ く研究を受けるための契約書(sponsored research agreement) で秘密にすることが約束されていなけ れば、米国の大学にとしてはFundamental Research として理解し受入れることができる。もちろんそれ でもordinarilyの解釈など完璧に白黒はっきりできる か疑わしい要素も含まれるが、我が国においても将 来の予測性に頼る「製品化可能性」よりも「秘密性」 の確認のほうが研究実施の適切性・迅速性には適当 かもしれない。ただし「秘密性」を根拠にするので あれば、逆に研究が秘密とされたときの管理体制を いかに確保するべきかが問題になるのは言うまでも ない。

我が国の場合、定義の曖昧さから大学毎でその運 用方法を決める必要があり、大学によってその解釈 に緩急があることは否めない。そのことは各大学に

とって都合のいい面もあるかもしれないが、国や国 際の安全保障を目的とする法律の規程としては必ず しも適当とはいえないのではないだろうか。

外国人留学生・外国人研究者の受 入と輸出管理

(1) 外国人留学生や外国人研究者等の受入と VISA申請手続支援

外国人留学生や外国人研究者等の入口管理(受入 審査) 24については、とくにその専門的能力が高く なる博士課程やポスドクなどへの対応で問題にな る。外国人留学生や外国人研究者等が入国する場合 は政府による厳格な審査をパスしたうえでVISA (査証)を取得する必要が有るため、米国の大学で は「入口管理」に対し一義的な責任を負うことはな いと理解されている。もちろんすべてにおいて免責 されるわけではなく、入口管理についてもそれ相応 の負担が課せられる。例えば、最終的なVISAの発 給・不発給については政府が責任をもって行うが、 VISAの申請に必要な支援を大学や受入研究者(教 員)が行う必要がある。

大学が行う入口管理上のVISA申請の支援とはど のようなものか。例えば、H-1B VISA(専門職者 (professional) 用の非移民就労ビザ) 等を必要とす る外国人研究者については、VISA申請前に移民局 に雇用主たる大学が提出すべき非移民労働者入国請 願書Form I-129のPart 6. (2010年11月改定) (【資料 4】) によって輸出管理の観点から確認することが 求められている。具体的には、当該研究者(被雇用 予定者)に対してEARやITARにかかる技術の提供 (みなし輸出/EARとITARの該当有無)が行われ るかどうかを確認する。このForm I-129作成を含め、 H1-B等のVISA申請に係る支援は基本的には受入

²³ 経済産業省も役務通達の「基礎科学分野の研究活動」の定義について「少なくとも、現時点では実用に乏しい規定」としてお り、少なくとも幅広い研究分野を網羅的に確認する基準ではないことを指摘する。平成24年度大学等向け安全保障貿易管理説明 会資料;経済産業省安全保障貿易管理課『大学・研究機関における安全保障貿易管理』(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/ seminar00.html#011 (平成25年6月8日確認))。また日本の基礎科学分野の研究活動の定義に関して、㈱安全保障貿易情報セン ター輸出管理のあり方専門委員会総合分科会「ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言」(平成20年2月15日)、 国立大学協会教育・研究委員会「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」(平成22年6月23日)も参照。 🛂 入口管理とは、受入時点で行う大学での「安全保障上の確認作業」をいい、いわゆる入試等で当該外国人留学生等の学力を測 るなどの審査ではない。具体的には外国人留学生等の出身国、出身組織、教育・研究等の経歴、希望する教育・研究分野の安全 保障上の機微の程度などの要因を確認することをいう。入口管理の定義並びに問題点等について、中田修二「留学生・海外研究 者の安全保障上の入口管理について」『CISTEC Journal』No.142(2012年11月)29-39頁。



教員の判断によるところが大きいため、輸出管理部 署担当者としての負担感はそれほどない。教員の判 断を補助する目的で、外国人研究者の専門分野や バックグラウンド等により扱う技術情報のITAR等 への該当可能性を照会するデータベースを構築して いる大学もある26。ある大学の輸出管理部署担当者 は、受入教員とのコンタクトや大学の受入担当部門 との調整に手間がかかることはあるが、それをうま くこなすのは担当個人の力量に拠るところが大きい と断言する。

米国では、国策としてのTrade Sanctions (経済制 裁)の面から輸出等取引が制限される場合がある。 国際社会の安全保障や自国の防衛(Homeland Security) のために必要な管理を超えて²⁷、米国独自 による処罰的意味合いが強くなる。日本でも国連安 保理決議等の国際協調の面から特定国に対して制裁

を発動することがあるが、米国の場合は「独自の」 ということがポイントになる。現在、米国での主要な 経済制裁プログラムの対象となっている国は、キュー バ、イラン、スーダン、シリア等があるが、これら 経済制裁による禁輸措置が大学にどのような影響を 与えているのかはさらなる調査が必要である²⁸。

その一方で「出身国による差別はない」というこ とを純然たるポリシーとして意識統一している大学 もあり29、当該大学の担当者は「どの国から」とい うことを気にするのではなく、あくまでも問うべき は留学生等の個人の資質であると強調する。それを 理解するならば、仮に米国政府が独自の経済制裁目 的にアカデミアに制限を求めることがあったとして も、大学の入口管理ではやはりVISA申請に求めら れている確認 (研究者であればForm I-129の作成 等) に尽きるのであり、それ以上の入国可否問題は

【資料4】Form-129 一部抜粋 (Part 6.)

Part 6. Certification Regarding the Release of Controlled Technology or Technical Data to Foreign Persons in the United States

(For H-1B, H-1B1 Chile/Singapore, L-1, and O-1A petitions only. This section of the form is not required for all other classifications. See Page 3 of the Instructions before completing this section.)

Check Box 1 or Box 2 as appropriate:

With respect to the technology or technical data the petitioner will release or otherwise provide access to the beneficiary, the petitioner certifies that it has reviewed the Export Administration Regulations (EAR) and the International Traffic in Arms Regulations (ITAR) and has determined that:

- 1. A license is not required from either U.S. Department of Commerce or the U.S. Department of State to release such technology or technical data to the foreign person; or
- 2. A license is required from the U.S. Department of Commerce and/or the U.S. Department of State to release such technology or technical data to the beneficiary and the petitioner will prevent access to the controlled technology or technical data by the beneficiary until and unless the petitioner has received the required license or other authorization to release it to the beneficiary.

²⁵ ある大学ではこれらを確認する作業が年間500件以上あるが、具体的な対応が求められる懸念あるケースは限られるため輸出 管理部署としての負荷にはなっていないという。

²⁶ 大学間でデータベースの完成度などについての情報交換をすることもあるが、データベースそのものの共同活用などには至っ ていないらしい。それとは別に大学の多くの研究(sponsored research等)を管理するデータベース(i-Edison)もForm I-129 の作成に活用できるという。iEdisonについては脚注11を参照。

²⁷ ちなみに多くの米国大学の輸出管理では、「国際の安全保障」という面よりも「自国の防衛」という面が前面に打ちだされて いる(例えば、Office of Research Services, University of Pennsylvania, "Export Control Laws and Trade Sanctions" (http:// www.upenn.edu/researchservices/exportcontrols.html (平成25年3月29日確認))。

²⁸ なお、2012年の米国国際教育研究所(IIE)の資料によると、例えばイランからの留学生数は留学生の出身国ランキングは20 位(中国が1位。日本は7位。)であり、少なくとも留学生の受入数と米国の経済制裁には相関関係がないように思われる。 Institute of International Education, opendoors 2012 "Fast Facts - International Students in the U.S." (http://www.iie.org (平 成25年4月4日確認))。

²⁹ カルフォルニア州立大学では差別的扱いを禁止する原則が明文化され掲げられている。University of California, "Standards of Ethical Conduct: 3. Respect for Others"加えて「アカデミアとスタッフの雇用に関する非差別・積極的優遇(affirmative action) ポリシー」も2010年に示されている。University of California Office of the President, "University of California Nondiscrimination and Affirmative Action Policy Regarding Academic and Staff Employment" (June 24, 2010)

完全に政府の責任として切り分けていると捉えるこ とができる。

いったん入国して大学に所属するようになった留 学生等については、基本的に差別的扱いをすること はない。大学で管理する特定の研究所では、研究成 果の公開ができないような研究(いわゆる Fundamental Researchではない研究)を行うこと になったとしても、大学のポリシーにより研究所内 で研究者・留学生の出身地による差別をすることは ないという。調査をした時点では過去にも具体的な 問題は生じていないようであったが、将来は出身国 によって実施者を区別することが前提となる研究 (例えば国防に関する研究等) を受け入れなければ ならない場面があるかもしれない。もちろん、大学 としてはそういった研究は受け入れないというポリ シーを堅守することもできるだろうが、研究・教育 の推進のために当該研究も留学生等も受け入れると いう結論になれば、何らかの手段を考える必要が出 てくるだろう³⁰。

(2) 考察

外国人留学生や外国人研究者の受入時の輸出管理 上の確認については、VISAの申請の支援(確認) で対応できるというのが米国の大学での一般的な理 解である。判断に必要な情報は各大学でデータベー ス化していたとしても、基本的にはVISA発給の可 否は政府が判断し決定する以上、入国の責任は政府 に存在するということが当然の理解である。正当な 審査を経てVISAが発給されたのであれば、その者 の入国そのものについて大学に責任が及ぶことはま

ず考えられない。日本でもこのように明確な政府と 大学の関係を構築し31、必要以上の責任を大学に負 担させないことが望ましいだろう。

大学輸出管理の検討に向けて

大学輸出管理は国や国際の安全保障に直結する問 題でもあるため、一つの大学で対応を模索しても必 ずしも適切な解が得られるとは限らない。米国では 大学の輸出管理担当者がDoC (米国商務省: Department of Commerce) やOFAC (米国財務省 外国資産管理室: Office of Foreign Assets Control) のミーティング32に参加するなど、政府との情報交 換も積極的に行っているようである。

本年3月末にはペンシルバニア大学 (University of Pennsylvania) とBIS (商務省産業安全保障局: Bureau of Industry and Security)の共催で「高等教 育・学術研究機関における輸出管理の影響:Impact of Export Controls on Higher Education and Scientific Institutions」と題した2日間の大会が初め て開催された³³。カナダやオーストラリアなどから も参加があったようであるが、こういった大会には 日本の大学からも積極的に参加し情報交換をする意 義はあるだろう³⁴。そうして日本や米国といった国 の垣根を超えて大学間での情報交換体制を構築し、 研究・教育の発展と安全保障のバランスについて考 えていくことができれば、それはすなわち世界中の アカデミア発展に寄与しつつ国際の安全保障にも貢 献することに繋がることになるはずである。

日本の大学輸出管理は米国の大学をキャッチアッ

³⁰ ある大学の担当者はあくまでも個人的見解と断ったうえで、懸念される国の出身の学生が純粋な研究上の目的であるプロジェ クトに参加を望んでいるにもかかわらず、研究成果の公開ができないとの理由で当該プロジェクトに参加させることができない ようであれば、そのプロジェクト自体を終了させることも視野に入れて検討することになるだろうという。

³¹ 大学としては例えば、「VISA申請に確認が必要な事項の明確化」と「必要な作業の大学への要請すること」を政府に求め、大 学との関係や役割分担をはっきりさせる方向に働きかけることも考えられる。もちろん責任分担が明確になる代わりに大学の負 荷が増加する可能性は否定できないが、それらを含め検討する余地はあるだろう。

³² 現状では企業の担当者の出席が主であり大学関係者はまだそれほど多くないらしい。大学間ではAUECO(Association of University Export Control Officers)という大学輸出管理担当者のネットワークのメーリングリスト等で日常的に情報交換が行 われている。(http://aueco.org/(平成25年6月8日確認))

³³ Office of Research Services, University of Pennsylvania, "The Impact of Export Controls on Higher Education Scientific Institutions Conference"(http://www.upenn.edu/researchservices/expctrlconference.html(平成25年6月8日確認))

³⁴ 逆に「輸出管理DAY for ACADEMIA」など、日本の大学間ネットワークに招待することもできるかもしれない。輸出管理 DAY for ACADEMIAについては「輸出管理DAY for ACADEMIA開催報告」『CISTEC Journal』No.144 (2013年3月) 144頁 を参照。また我が国の地域的な大学間ネットワークとして、九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク(CISTEC情報サービス・ 研修部「九州大学主催 九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク第4回勉強会―九州大学における輸出管理体制と取組み―」 『CISTEC Journal』 No.138(2012年 3 月)127 - 129頁)などもある。



プするというよりも、日米の法律の違いを乗り越え て、大学輸出管理の適切な姿を協力して検討してい くべき状態にあると捉えることもできる。まずは大 学実務者間での交流の機会を増やして世界中の情報 と知恵を集めることは、我が国のみならず世界中の アカデミアにとって真に相応しい「大学輸出管理の

あり方」を探ることにも繋がるだろう。

本稿は、九州大学国際法務室の調査研究の成果の 一部とそれを基にした著者独自の考察を紹介した が、大学輸出管理に関する問題提起の一つとして、 また問題解決検討の材料として、少しでも役に立つ ことができれば幸いである。